

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(10) (略) (11) <u>中学校</u> 就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育	(特別休暇) 第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(10) (略) (11) <u>小学校</u> 就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育

する <u>中学校</u> 就学の始期に達するまで の子が2人以上の場合にあっては、 10日)の範囲内の期間 (12)～(22) (略) 2～4 (略)	する <u>小学校</u> 就学の始期に達するまで の子が2人以上の場合にあっては、 10日)の範囲内の期間 (12)～(22) (略) 2～4 (略)
--	--

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。